

## 平成29年度公立大学法人福知山公立大学剰余金(当期未処分利益)の承認に係る事務局確認事項

### 1 剰余金の承認の基本的考え方

#### ○剰余金承認の対象となる利益

福知山市長の繰越承認の対象となる利益は、法第40条第3項及び会計基準第72に基づき、次のいずれの要件にも合致する場合とする。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたもの。
- (2) 中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの。

#### ○経営努力の認定基準

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
- (2) 運営費交付金に基づく収益において、中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益（教職員人件費、管理的経費の抑制等）
- (3) その他、法人において経営努力によることを立証した利益

「公立大学法人福知山公立大学の利益処分に関する基本的な考え方」に基づき、剰余金が経営努力により生じたものであるかどうかの観点から確認を行った。

### 2 平成29年度決算の概要【決算報告書ベース】

- (1) 平成29年度収支差額 7,872 千円

自己収入増収により生じた利益 4,530 千円 + 経費削減等により生じた利益 3,342 千円 = 7,872 千円

- (2) 収支差額の概要

#### ①収入の部

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
収入			
運営費交付金	307,080	307,080	—
授業料等収入	196,369	199,787	3,418
受託研究等収入	1,641	1,793	152
補助金収入	125,944	126,044	100
その他収入	10,351	11,211	860
計	641,385	645,915	4,530

(差額の主な発生要因)

- ・授業料等収入のうち検定料収入については、高校への出張講義や教員説明会等をはじめとする募集活動を強化することにより、当初目標 600 人の志願者に対して 799 人の志願者となり、授業料収入全体で 3,418 千円の増収となった。
- ・受託研究等収入及び補助金収入については、外部資金を獲得したことにより 252 千円の増収となった。
- ・その他の収入については、施設貸しによる収入、科研費及び受託研究の間接経費収入の増加により 860 千円の増収となった。

## ②支出の部

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
支出			
教育研究費	206,317	194,175	△12,142
一般管理費	86,066	90,939	4,873
人件費	347,361	347,985	623
受託研究費	1,641	1,793	152
計	641,385	634,890	△6,495※

※予算差額 6,495 千円のうち、教育研究費にしめる実践教育実習費 3,153 千円は授業料債務として翌年度へ繰り越すため、経費削減額は 3,342 千円となる。

(差額の主な発生要因)

- ・教育研究経費の予算残高 12,142 千円については、前述の実践教育実習費 (3,153 千円) に加えて、一般管理費への科目変更 (5,000 千円)、外部資金 (科学研究費、受託研究費) の獲得に伴う間接経費分の消耗品への充当 (1,020 千円)、支出抑制等を行うことにより生じたものである。
- ・一般管理費については、会議のペーパーレス化等による消耗品費等の削減 (1,272 千円削減) に努めた。なお、教育研究環境維持のために計上していた教育研究費予算 (修繕費) の一部 (5,000 千円) を学生生活及び食育環境充実 (食堂のテーブルや椅子の購入費用、食堂内の厨房機器及び券売機の増設費用等) のため一般管理費へ科目変更し執行したため、予算に比べて 4,873 千円超過している。
- ・人件費については、ノー残業デーの設定や業務を補佐し合うことにより退勤時間を早めたことにより時間外手当の削減 (1,050 千円削減) に努めた。なお、教員 2 名の退職による退職金の発生、人事院勧告による給与改正に伴い支出が増えたため、予算に比べて 623 千円超過している。

## 3 剰余金の承認に係る事務局確認事項

チェック項目	チェック結果
ア 経営努力により生じた利益か。	自己収入増収により生じた利益、経費削減等により生じた利益ともに経営努力により生じた利益であると確認した。
イ 中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものか。	教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てることを確認した。

## 4 確認結果及び事務局意見

「公立大学法人福知山公立大学の利益処分に関する基本的な考え方」に定める経営努力の認定基準を満たしているため、福知山市長による剰余金 (当期末処分利益) の承認にあたって、特段の意見はない。